

労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の 河原が解決
 特定社労士をしながら、さいたま地裁の労働審判員として、多くの労働審判に携わった。(元労働審判員)
 河原社会保険労務士事務所 河原 清市
 埼玉県比企郡小川町大塚 98-2 TEL&FAX 0493-72-0554
 メールアドレス kawahara@kawahara-sr.com ホームページ kawahara-sr.com/

警備員(断続的労働者)の賃金の支払いを考える。 Key word 労働時間

A. 図 1 は、ある市の夜間の警備員の労働時間や仮眠時間等についての割り振りが示されています。労働時間は、①の 2 時間 30 分、②の 1 時間 30 分 ③の 2 時間、④の 1 時間で、合計して 7 時間になります。仮眠時間は 6 時間です。休憩時間は、2 時間です。

それらを合計して警備員の拘束時間は、15 時間になっています。

休憩時間も仮眠時間も業務が発生した場合にはただちに対応しなければならないとされています。そのように、実際の作業はしていなくても業務の発生に備えて待機している時間は「手待ち時間」と呼び、労働時間としてカウントしなければなりません。

この労働形態は、実作業時間と手待ち時間が繰り返されていますが、手待ち時間(11 時間)が実働時間(実態は 4 時間 後述)よりも多いという形態です。

このような勤務形態は断続的労働をしていると考え、労働基準法第 41 条第 3 項の監視又は断続的労働に従事する労働者の条文が適用されます。

従って、労働時間、休憩、休日の規定は適用除外になり、法定労働時間の 8 時間を超えても時間外労働とはみなされません。また、休憩、休日とも与える必要がありません。

断続的労働として対処する場合には、管轄の労働基準監督署(以下労基署という)に届出を行い、許可を得なければなりません。

手続きとして、「監視・断続的労働に従事する者に対する適用除外許可申請書」(様式 14 号)図 3 を提出します。



休憩時間、仮眠時間ともに業務が発生した時は、直ちに対応しなければならない。

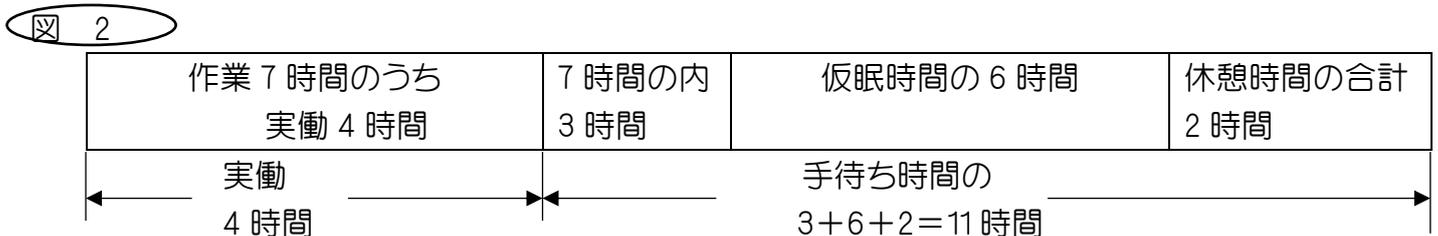


図 1 を実働時間と休憩時間等を上記のようにまとめたのが、図 2 です。

実労働時間に関しては、施錠・施錠の確認・開錠は、1 回でだいたい 10 分間位かかり、それが〇回。巡回

も1回で10分間ぐらいかかり、それが合計で○回というように数えていくと、実際に労働をしたのは、4時間で、あとの3時間は、警備室で、テレビ等を見ていたということです。従って、この3時間も手待ち時間とみなされます。という風に正確に時間管理をする必要があります。

休憩時間に関しては、午後8時30分からの1時間と次の日の午前7時からの1時間は、完全に外に出ることもなく、ただ警備室にいたということでした。ということは、たとえ休憩時間という名称が用いられていても、客観的にみて手待ち時間と言えます。また、本来、休憩は与える必要がない労働形態にもかかわらず、与えていますのでその時間は手待ち時間に入ります。

ここで、警備業務に係る許可の取り扱いについての通達を挙げます。

1993年2月24日 基発第110号より

断続的労働の態様の警備業務については以下のいずれにも該当するものに許可を与えると書いてあります。

- ①定時的巡視、施錠・開錠、緊急の文書又は電話の收受、不意の来訪者への対応、非常事態発生への対応
- ②夜間に継続的に4時間以上の睡眠時間がある時は、一勤務の拘束時間は16時間以内
- ③1カ月に2日以上以上の休日を与えられること。
- ④一の作業場に常駐して勤務する形態であること。

監 視

に従事する者に対する適用除外許可申請書

断続的労働

図 3

様式第14号(第34条関係)

事業の種類		事業の名称		事業の所在地	
	業務の種類	員数	労働の態様		
監 視		人			
断続的労働		人			

最後に、減額する場合は「断続的労働に従事する者の最低賃金の減額の特例許可申請書」(様式5号)を提出します。

$$\text{減額率} = \frac{\text{手待ち時間数} \times \frac{40}{100}}{\text{一日の拘束時間数}} \times 100 \quad \text{-----①}$$

(40%の根拠は、最賃法施行規則5条より)

$$\text{実際の減額率} = \frac{11 \text{ 時間} \times \frac{40}{100}}{15 \text{ 時間}} \times 100 = 29.3\% \quad \text{-----②}$$

この②式により、減額できる率の上限は、29.3%となります。事業主はその数値以下の数値を任意に設定することができますが、ここでは仮に事業主が、25%の減額率を採用するとします。

埼玉県の最低賃金は956円ですから、 $956 \text{ 円} \times 0.25 = 239 \text{ 円}$ $956 - 239 = 717 \text{ 円}$

つまり、断続的労働の1時間当たりの賃金は、717円ということになります。

一日の賃金額は $717 \text{ 円} \times 15 \text{ 時間} + 717 \text{ 円} \times 0.25 \times 7 \text{ 時間(深夜時間)} = 10,755 + 1,255 \text{ 円} = 12,010 \text{ 円}$

1日当たり12,010円を支払うこととなります。

昼間の警備業務で、手待ち時間が、実労働時間より多い場合も、特例許可申請が適用できますので、労働時間をより正確に評価することが出来ますので、活用されるとよいでしょう。